令和6年度 保存版

暴風警報、暴風雪警報、特別警報に おける対応について



①登校前に、東三河南部に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令されている場合

- ●警報が解除された時刻により、下のような始業時刻になります。
- 6時00分までに解除になった場合は、平常通り授業を行います。
- 6時00分を過ぎても解除されないときは、当日は授業を行いません。 ※解除時刻は、テレビ等でご確認ください。

②登校後に、東三河南部に、暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発令された場合

- ●授業を中止し、引き渡しを行います。
- ●保護者は、自らの安全が確保でき、引き取りが可能になったら迎えに来てくださ い。車は、東門から入り、運動場に駐車し、北門から出るようにします。徒歩、 自転車で来る場合は、正門と西通用門を利用できます。
- ●危険と認められる状況がある場合は、しばらくの間全校児童を学校に留め置きます。
 - ※学校より「デンタツくん」で対応についての連絡をしますので、それまでは 自宅等で待機していただきます。また、配信前のお迎えはご遠慮ください。 ※児童クラブは原則開設しません。ご注意ください

③大雨・洪水・大雪警報発表の場合

- ●気象情報を把握し、授業の継続または中止を決定し、メールにてお知らせします。
- ●通学路が危険と認められるときは, 保護者の引き取りをお願いすることもありま すので、ご了承ください。

④豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レ ベル3 (高齢者等避難) が発令の場合

- ●気象情報を把握し、授業の有無や授業開始時刻を決定します。原則、平常どおり 授業を行います。
- ●状況の悪化が見込まれるときは、授業を中止して安全を確保した後、集団下校や 保護者の引き取りのお願い等下校方法についてご連絡します。

⑤豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レ ベル4 (避難指示) が発令の場合

- ●午前6時を過ぎても解除されないときは、当日の授業は行いません(臨時休業)。
- ●直ちに授業を中止して安全を確保した後、集団下校や保護者の引き取りのお願い等 下校方法についてご連絡します。

上記以外でも、緊急事態が発生した場合や登校が危険な場合(例: 竜巻・雷・大雨・ 大雪など)は、保護者の判断で登校を遅らせてください。遅刻となりません。その際、 通学班や学校へお知らせください。